

1 業務の内容

地方職員共済組合は、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務及び業務の能率的運営に資することを目的として設立され、次に掲げる業務を行っている。

(1) 短期給付

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等に関する給付

(2) 長期給付

組合員の退職、障害又は死亡に関する給付

(3) 福祉事業

- ① 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業
- ② 地方公務員等共済組合法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- ③ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ④ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- ⑤ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- ⑥ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- ⑦ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- ⑧ その他組合員の福祉の増進に資する事業で組合の事業計画で定めるもの

(4) 費用の負担

短期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

ただし、育児休業手当金及び介護休業手当金については、当該手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して定める割合を乗じて得た額は、地方公共団体等の負担とされている。
長期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなって

いる。

なお、基礎年金拠出金の負担に要する費用の2分の1に相当する額は、地方公共団体が負担することとなっている。

福祉事業に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

共済組合の事務に要する費用については、地方公務員等共済組合法第113条第5項の規定に基づき、総務大臣の定めるところにより地方公共団体が負担する金額については、平成27年総務省告示第346号により、組合の事務に要する費用（福祉事業に係る事務を除く。）の額に100分の67.5を乗じて得た額に相当する額となっており、また、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定に基づき、保険料から負担する金額については、地方公共団体の負担額を控除した額に相当する額とされているが、総務大臣が定める繰入単価の範囲内で定款で定める組合員一人当たりの額に組合員数を乗じて得た額となっている。

2 事務所の所在地

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
地方職員共済組合 地方共済事務局	102-8601	東京都千代田区平河町 2-4-9	03-3261-9821

3 役員 の 状 況

役員は、理事長、理事、監事である。

理事長及び監事は総務大臣が任命し、理事は理事長が総務大臣の認可を受けて任命している。

役員 の 任 期 は、2 年 である。

令 和 7 年 3 月 末 現 在 の 役 員 の 状 況 は、次 の と お り である。

な お、役 員 の 定 数 は 理 事 長 1 人、理 事 若 干 人、監 事 3 人 である。

役 職	氏 名	経 歴 等
理 事 長	関 博 之	元復興庁事務次官
理 事 (常 勤)	齋 藤 秀 生	元地方公共団体情報システム機構事務局長
理 事 (非 常 勤)	山 田 健 司	神奈川県理事兼総務局長
理 事 (非 常 勤)	服 部 和 恵	福井県総務部長
理 事 (非 常 勤)	比 田 井 修	全日本自治団体労働組合強化拡大局長
監 事 (常 勤)	井 上 博 士	元消防団員等公務災害補償等共済基金監事
監 事 (非 常 勤)	関 尚 史	山梨県会計管理者
監 事 (非 常 勤)	蒲 池 仁	自治労全北海道庁労働組合連合会執行委員長

(注) 非常勤役員 の 経 歴 は、現 職 を 記 載 して いる。

4 役 員 会 の 開 催 状 況

開 催 日	開 催 回	議 案
令 和 6 年 6 月 20 日	第 314 回	令 和 5 年 度 決 算 (案)
令 和 7 年 1 月 27 日	第 315 回	1 令 和 7 年 度 事 業 基 本 方 針 (案) 2 地 方 職 員 共 済 組 合 運 営 規 則 の 一 部 変 更 (案)
令 和 7 年 3 月 25 日	第 316 回	1 令 和 7 年 度 事 業 計 画 及 び 予 算 (案) 2 地 方 職 員 共 済 組 合 定 款 の 一 部 変 更 (案) 3 地 方 職 員 共 済 組 合 運 営 規 則 の 一 部 変 更 (案)

5 組 合 の 職 員 の 定 数 及 び そ の 増 減

区 分	令 和 6 年 度	前 年 度 増 △ 減
業 務 経 理	2 8 6 人	2 2 人
保 健 経 理	1 3 6 人	1 4 人
医 療 経 理	5 3 人	△ 5 人
宿 泊 経 理	8 2 人	△ 3 人
貯 金 経 理	3 4 人	△ 1 人
貸 付 経 理	4 1 人	△ 2 人
物 資 経 理	1 4 人	1 人
合 計	6 4 6 人	2 6 人

6 組合の沿革

昭和16年2月に政府職員に対する医療給付等を行うため、政府職員共済組合令(昭和15年勅令第827号)に基づいて、内務省、警視庁、北海道庁、各府県の職員(教職員及び警察職員を除く。)等をもって「内務職員共済組合」が組織された。

昭和23年7月に旧国家公務員共済組合法が制定されるにおよび、同法に基づき都道府県に属する国家公務員(地方事務官)及び道府県の職員(教職員及び警察職員を除く。)をもって組織する「地方職員共済組合」となった。

昭和37年12月に地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)が制定され、同法に基づく「地方職員共済組合」として新たに発足した。平成12年4月の地方事務官制度の廃止に伴い、現在は常勤の道府県の職員(公立学校及び警察の職員を除く。)等に対し、短期給付及び長期給付の制度を適用し、併せて福祉事業を実施している。

7 根 拠 法

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

8 主務大臣

総 務 大 臣

9 運営審議会の概要

組合の定款の変更、運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、その他組合の業務に関する重要事項を調査審議するために運営審議会が設置されている。

運営審議会は、委員16人以内で組織され、委員は、組合員のうち、組合員を代表する者である委員8人、組合員を代表する者以外の者である委員8人とし、総務大臣が任命することとなっている。

委員の任期は、2年である。

令和7年3月末現在の運営審議会委員の状況は、次のとおりである。

(運営審議会委員)

職名	氏名	所属団体
会長	服部 誠太郎	福岡県知事
会長代理	北村 一郎	栃木県副知事
会長代理	瀬上 英克	自治労全北海道庁労働組合連合会書記長
委員	村上 賢	岩手県総務部総務事務センター職員福祉担当課長
委員	大杉 孝之	岐阜県総務部職員厚生課長
委員	大坪 恵子	三重県総務部福利厚生課長
委員	梶坂 和良	岡山県総務部人事課長
委員	竹村 邦敬	高知県総務部職員厚生課長
委員	仲間 秀美	沖縄県総務部職員厚生課長
委員	川辺 由利	全日本自治団体労働組合総合組織局女性部長
委員	石田 義治	秋田県職員連合労働組合書記長
委員	増山 秀人	栃木県職員労働組合中央執行委員長
委員	早川 ゆみこ	三重県職員労働組合書記次長
委員	中原 弥生	岡山県職員労働組合執行委員長
委員	高畠 純二	香川県職員連合労働組合書記長
委員	本多 英樹	長崎県職員連合労働組合長崎支部書記長

10 運営審議会の開催状況

開催日	開催回	議案
令和6年6月21日	第240回	令和5年度決算(案)
令和7年1月29日	第241回	1 令和7年度事業基本方針(案) 2 地方職員共済組合運営規則の一部変更(案)
令和7年3月26日	第242回	3 令和7年度事業計画及び予算(案) 4 地方職員共済組合定款の一部変更(案) 5 地方職員共済組合運営規則の一部変更(案)

1.1 その他の組合の概要

(1) 審査会

組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認等に関する不服の審査を行うために審査会が設置されている。

審査会は委員6人で組織され、委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ2人とし、理事長が委嘱することとなっている。

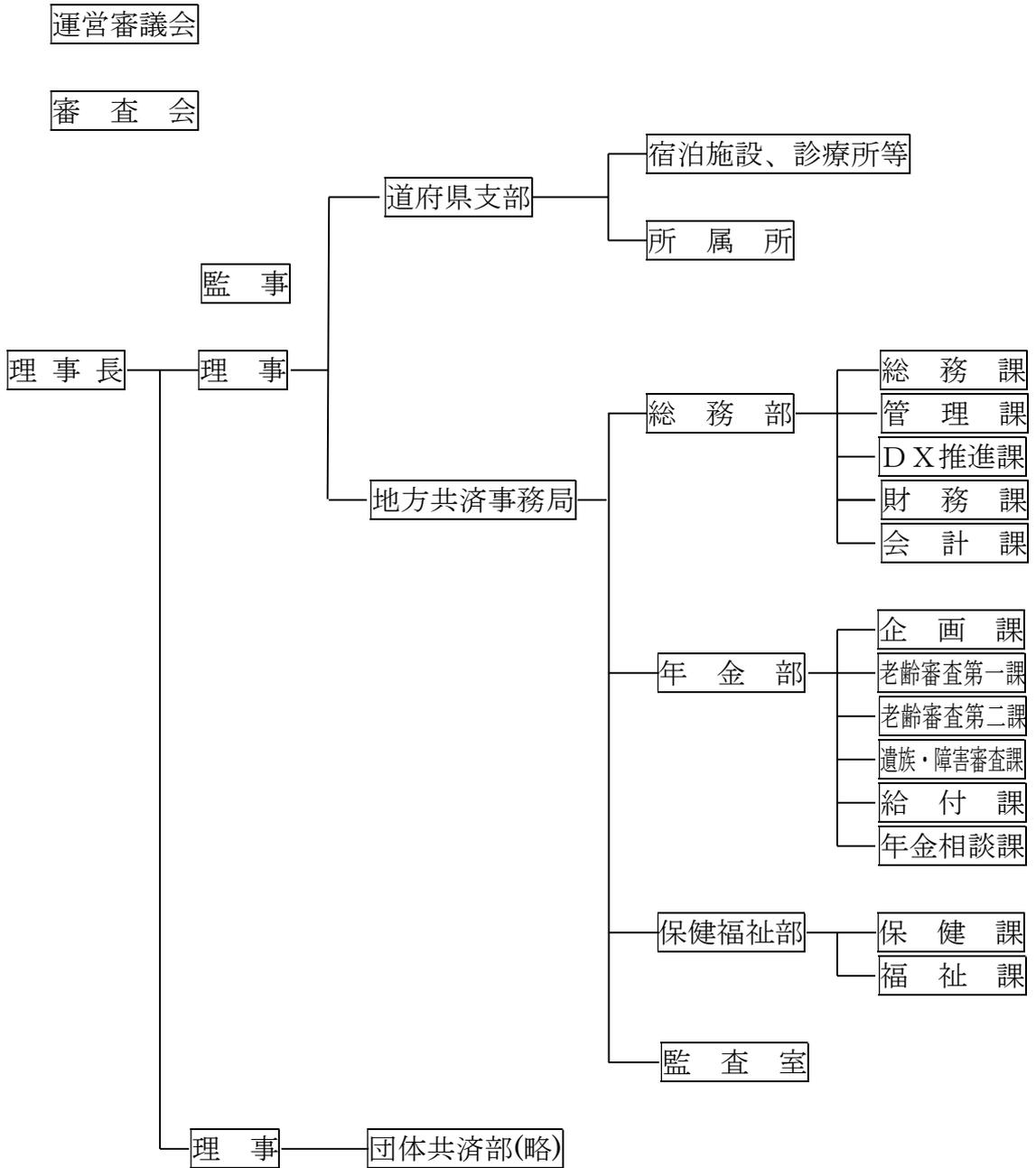
委員の任期は、3年である。

令和7年3月末現在の審査会委員の状況は、次のとおりである。

(審査会委員)

職名	氏名	所属団体
会長	山崎泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
委員	高田寛文	政策研究大学院大学副学長
委員	三橋亨	埼玉県総務部人財政策局長
委員	齋藤浩司	千葉県総務部次長
委員	大内敦夫	福島県職員連合労働組合本部書記長
委員	長田重信	大分県職員連合労働組合副執行委員長

(2) 地方共済事務局の組織



12 当該事業年度の業務の実施状況

(1) 組合員数及び被扶養者数並びに標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

ア 組合員数は、393,224人で前年度末より一般組合員等で2,129人の増、合計で3,083人(0.8%)の増となっている。

イ 組合員1人当たり被扶養者数は、0.68人となっており、前年度末より0.03人の減となっている。

ウ 組合員1人当たり標準報酬の月額は、短期給付及び福祉事業分が396,485円で前年度末より5,430円(1.4%)の増となっており、長期給付分が422,784円で前年度末より5,196円(1.2%)の増となっている。

エ 組合員1人当たり標準期末手当等の額は、短期給付及び福祉事業分が1,483,649円で前年度末より117,887円(8.6%)の増となっており、長期給付分が1,645,626円で前年度末より79,765円(5.1%)の増となっている。

(単位:人・%)

組合員種別	区分	組合員数		被扶養者数	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
一般組合員等	地方公務員	314,367	315,955	253,075	245,193
	組合職員	501	514	280	265
	職員団体専従職員	159	170	209	197
	小計	315,027	316,639	253,564	245,655
	(うち女性)	(130,231)	(132,935)	—	—
	短期組合員	68,628	69,140	18,317	17,701
	知事組合員	46	46	60	55
	船員一般組合員	880	882	1,136	1,071
	船員短期組合員	36	39	25	27
	計	384,617	386,746	273,102	264,509
	対前年度比較増減 (増減割合)	477 (0.1)	2,129 (0.6)	△ 7,790 (△2.8)	△ 8,593 (△3.1)
	継続長期組合員	209	154	—	—
	任意継続組合員	5,315	6,324	2,989	3,469
合計	390,141	393,224	276,091	267,978	
(うち女性)	(176,858)	(180,088)	—	—	
対前年度比較増減 (増減割合)	2,478 (0.6)	3,083 (0.8)	△ 6,716 (△2.4)	△ 8,113 (△2.9)	
(うち女性)	(2,548)	(3,230)	—	—	
組合員1人当たり被扶養者	—	—	0.71	0.68	
第3号厚生年金被保険者	315,839	317,298	—	—	
介護保険第2号被保険者	223,839	221,686	55,407	51,719	

備考 1 地方公務員及び職員団体専従職員には、地方独立行政法人の職員を含む。

2 組合員1人当たり被扶養者数は、一般組合員等及び任意継続組合員の総数で被扶養者数を除いたものである。

3 第3号厚生年金被保険者は、一般組合員等及び継続長期組合員のうち、70歳未満の者である。

4 介護保険第2号被保険者は、一般組合員等及び任意継続組合員並びにそれぞれの被扶養者のうち、40歳以上65歳未満の者である。

(単位:千円・%)

組合員種別	区分	標準報酬の月額				標準期末手当等の額			
		短期給付及び福祉事業		長期給付		短期給付及び福祉事業		長期給付	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
一般組合員	地方公務員	137,108,788	139,676,312	131,289,374	133,593,218	496,272,383	525,104,256	492,213,118	519,888,974
	組合職員	200,240	203,490	193,930	197,380	763,272	810,619	730,468	775,835
	職員団体専従職員	65,930	69,900	65,930	69,900	274,549	282,106	274,237	281,333
	計	137,374,958	139,949,702	131,549,234	133,860,498	497,310,204	526,196,981	493,217,823	520,946,142
	短期組合員	13,103,436	13,815,324	—	—	26,309,919	45,826,369	—	—
	知事組合員	56,730	57,620	29,900	29,900	238,515	251,005	132,331	137,626
	船員一般組合員	354,020	359,550	354,020	359,490	1,415,443	1,490,756	1,398,878	1,487,036
	船員短期組合員	8,600	9,640	—	—	21,155	30,142	—	—
	継続長期組合員	—	—	92,370	77,370	—	—	316,596	279,062
	任意継続組合員	1,587,190	1,654,612	—	—	—	—	—	—
	合計	152,484,934	155,846,448	132,025,524	134,327,258	525,295,236	573,795,253	495,065,628	522,849,866
	対前年度比較増減 (増減割合)	134,194 (0.1)	3,361,514 (2.2)	△ 467,708 (△0.4)	2,301,734 (1.7)	27,978,381 (5.6)	48,500,017 (9.2)	13,973,792 (2.9)	27,784,238 (5.6)
	組合員1人当たり 標準報酬の月額及び 標準期末手当等の額	円	円	円	円	円	円	円	円
第3号厚生年金被保険者	—	—	131,892,574	134,168,398	—	—	494,688,091	522,372,798	
介護保険第2号被保険者	97,650,728	97,369,536	—	—	356,874,756	378,311,077	—	—	

(2) 各経理における業務の実施状況

ア 短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡並びにその他災害等に関する法定給付（医療費、出産費、埋葬料など）及び附加給付（家族療養費附加金、出産費附加金、傷病手当金附加金など）に係る給付費に、一部負担金払戻金の額を加えた給付総額は、1,313億6千4百万円であり、令和5年度の給付総額に比べ、46億1千8百万円の増となっている。

また、前期高齢者納付金等の納付総額は、860億1千9百万円であり、令和5年度の納付総額に比べ、11億3千2百万円の増となっている。

○短期給付の支給状況

区 分			給 付 総 額		増 減 額
			令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	
法 定 給 付	保 健 給 付	医 療 給 費	千円 56,633,832	千円 58,957,606	千円 2,323,774
		本 人 家 族 小 計	50,061,930	51,172,728	1,110,798
		そ の 他	106,695,762	110,130,334	3,434,572
			3,650,557	3,601,675	△ 48,882
		休 業 給 付	13,754,781	14,818,356	1,063,575
		災 害 給 付	71,115	89,613	18,498
		計	124,172,215	128,639,978	4,467,763
附 加 給 付		家 族 療 養 費 附 加 金	622,112	632,206	10,094
		そ の 他 の 附 加 金	398,526	436,887	38,361
		計	1,020,638	1,069,093	48,455
合 計			125,192,853	129,709,071	4,516,218
一 部 負 担 金 払 戻 金			1,553,022	1,654,621	101,599
総 計			126,745,875	131,363,692	4,617,817

備考 保健給付（法定給付）のうち「医療費」は、医療給付の他、薬剤支給、移送費及び家族移送費を含めたものであり、「その他」は出産費、家族出産費、埋葬料及び家族埋葬料である。

○前期高齢者納付金等の納付状況

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減 額
	千円	千円	千円
退 職 者 給 付 抛 出 金	635	248	△ 387
前 期 高 齢 者 納 付 金	32,912,928	32,011,186	△ 901,742
後 期 高 齢 者 支 援 金	51,973,441	54,007,524	2,034,083
病 床 転 換 支 援 金	68	20	△ 48
計	84,887,072	86,018,978	1,131,906

イ 厚生年金保険給付事業

被用者年金制度一元化により、平成27年10月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された厚生年金及び既裁定の共済年金（職域部分を除く。）の支払いを行う。

なお、令和6年度の給付件数は、1,971,944件、給付総額は、4,108億4千8百万円となっている。

○ 厚生年金保険給付の給付状況

区 分		令 和 5 年 度				令 和 6 年 度				
		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		
				給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額	
		件	千円	%	%	件	千円	%	%	
老 齢 (退 職) 給 付	老 齢 厚 生 年 金	580,568	105,860,439	3.9	6.7	636,543	119,416,916	9.6	12.8	
	退 職 共 済 年 金	833,824	186,632,301	△ 4.5	△ 3.5	794,215	181,328,321	△ 4.8	△ 2.8	
	退 職 年 金	28,501	10,009,208	△ 21.6	△ 22.2	22,192	7,753,801	△ 22.1	△ 22.5	
	減 額 退 職 年 金	5,253	980,983	△ 10.7	△ 12.3	4,743	883,676	△ 9.7	△ 9.9	
	通 算 退 職 年 金	414	54,283	△ 31.9	△ 27.5	279	37,348	△ 32.6	△ 31.2	
	退 職 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	脱 退 一 時 金	0	0	皆減	皆減	0	0	0.0	0.0	
	返 還 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	退職共済給付（計）	867,992	197,676,775	△ 5.2	△ 4.7	821,429	190,003,146	△ 5.4	△ 3.9	
	老齢（退職）給付（計）	1,448,560	303,537,214	△ 1.8	△ 1.0	1,457,972	309,420,062	0.6	1.9	
障 害 給 付	障 害 厚 生 年 金	7,991	1,445,306	16.8	19.6	9,040	1,646,880	13.1	13.9	
	障 害 手 当 金	0	0	皆減	皆減	2	5,120	皆増	皆増	
		障害厚生給付（計）	7,991	1,445,306	16.8	19.5	9,042	1,652,000	13.2	14.3
		障 害 共 済 年 金	12,033	1,692,737	△ 3.7	△ 1.9	11,431	1,642,899	△ 5.0	△ 2.9
		障 害 年 金	900	239,650	△ 11.1	△ 12.6	781	212,454	△ 13.2	△ 11.3
		障 害 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
	障害共済給付（計）	12,933	1,932,387	△ 4.2	△ 3.4	12,212	1,855,353	△ 5.6	△ 4.0	
	障 害 給 付 （ 計 ）	20,924	3,377,693	2.9	5.2	21,254	3,507,353	1.6	3.8	
遺 族 給 付	遺 族 厚 生 年 金	86,044	12,911,618	18.4	19.2	101,100	15,301,459	17.5	18.5	
	遺 族 共 済 年 金	389,574	81,668,812	△ 4.4	△ 4.0	370,821	78,585,177	△ 4.8	△ 3.8	
	遺 族 年 金	23,470	4,501,830	△ 11.9	△ 11.2	20,640	4,025,466	△ 12.1	△ 10.6	
	通 算 遺 族 年 金	186	9,193	△ 16.2	△ 16.1	156	8,135	△ 16.1	△ 11.5	
	死 亡 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	特 例 死 亡 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	遺族共済給付（計）	413,230	86,179,835	△ 4.9	△ 4.4	391,617	82,618,778	△ 5.2	△ 4.1	
	遺 族 給 付 （ 計 ）	499,274	99,091,453	△ 1.5	△ 1.9	492,717	97,920,237	△ 1.3	△ 1.2	
	短期在留脱退一時金	1	1,029	0.0	△ 38.5	1	593	0.0	△ 42.4	
	合 計	1,968,759	406,007,389	△ 1.7	△ 1.2	1,971,944	410,848,243	0.2	1.2	

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資 産 区 分	令 和 5 年 度 末		令 和 6 年 度 末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国 内 債 券	115,568,976	100.00	106,570,860	100.00
短 期 資 産	115,568,976	100.00	106,570,860	100.00
合 計	115,568,976	100.00	106,570,860	100.00

ウ 退職等年金給付事業

被用者年金制度一元化により、平成27年10月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された年金払い退職給付の支払いを行う。

なお、令和6年度の給付件数は、343,459件、給付総額は、13億1千1百万円となっている。

○ 退職等年金給付の給付状況

区 分	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
	給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合	
			給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
終身退職年金	159,993	152,156	34.7	95.6	204,629	249,062	27.9	63.7
有期退職年金	104,896	191,293	35.7	89.9	136,133	323,166	29.8	68.9
有期退職年金一時金	2,323	526,044	0.2	37.2	2,158	613,051	△ 7.1	16.5
遺族一時金	385	93,517	1.9	△ 13.2	434	110,395	12.7	18.0
退職給付(計)	267,597	963,010	34.7	43.8	343,354	1,295,674	28.3	34.5
公務障害年金	6	1,407	50.0	22.5	12	6,546	100.0	365.2
障害給付(計)	6	1,407	50.0	22.5	12	6,546	100.0	365.2
公務遺族年金	84	7,921	16.7	△ 10.2	92	9,062	9.5	14.4
遺族給付(計)	84	7,921	16.7	△ 10.2	92	9,062	9.5	14.4
脱退一時金	0	0	0.0	0.0	1	111	100.0	100.0
合 計	267,687	972,338	34.7	43.1	343,459	1,311,393	28.3	34.9

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資 産 区 分	令 和 5 年 度 末		令 和 6 年 度 末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国内債券	242,748,414	100.00	272,155,949	100.00
国内債券	230,957,117	95.14	261,576,459	96.11
不動産及び貸付金	7,842,455	3.23	6,775,363	2.49
短期資産	3,948,842	1.63	3,804,127	1.40
合 計	242,748,414	100.00	272,155,949	100.00

エ 経過的長期給付事業

被用者年金制度一元化により、平成27年10月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された経過的職域加算額及び既裁定の既裁定の共済年金の職域部分の支払いを行う。

なお、令和6年度の給付件数は、1,933,448件、給付総額は、608億1千7百万円となっている。

○ 経過的長期給付の給付状況

区 分	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
	給付件数	給付額	対前年度増減割合		給付件数	給付額	対前年度増減割合	
			給付件数	給付額			給付件数	給付額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
退職共済年金	1,388,300	48,225,414	△ 1.5	0.2	1,399,982	49,758,708	0.8	3.2
退職年金	28,501	1,000,921	△ 21.6	△ 22.2	22,192	775,380	△ 22.1	△ 22.5
減額退職年金	5,253	98,098	△ 10.7	△ 12.3	4,743	88,368	△ 9.7	△ 9.9
通算退職年金	414	5,428	△ 31.9	△ 27.5	279	3,735	△ 32.6	△ 31.2
退職一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
脱退一時金	0	0	皆減	皆減	0	0	0.0	0.0
返還一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
退職共済給付(計)	1,422,468	49,329,861	△ 2.0	△ 0.5	1,427,196	50,626,191	0.3	2.6
障害共済年金	16,033	545,783	△ 0.4	1.4	15,650	540,992	△ 2.4	△ 0.9
障害年金	968	50,352	△ 12.5	△ 23.1	834	40,030	△ 13.8	△ 20.5
障害一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
障害共済給付(計)	17,001	596,135	△ 1.2	△ 1.2	16,484	581,022	△ 3.0	△ 2.5
遺族共済年金	472,606	8,702,599	△ 1.1	3.1	468,267	9,026,763	△ 0.9	3.7
遺族年金	24,245	643,165	△ 11.8	△ 9.8	21,345	582,440	△ 12.0	△ 9.4
通算遺族年金	186	919	△ 16.2	△ 16.1	156	813	△ 16.1	△ 11.5
死亡一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
特例死亡一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
遺族共済給付(計)	497,037	9,346,683	△ 1.7	2.1	489,768	9,610,016	△ 1.5	2.8
合計	1,936,506	59,272,679	△ 1.9	△ 0.1	1,933,448	60,817,228	△ 0.2	2.6

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資産区分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成割合	金額	構成割合
国内債券	1,785,680	100.00	2,011,140	100.00
短期資産	1,785,680	100.00	2,011,140	100.00
合計	1,785,680	100.00	2,011,140	100.00

オ 保健事業等

保健事業は、組合員とその被扶養者の健康保持・疾病予防その他健康増進のため、人間ドック利用補助、生活習慣病等健康診査、健康教育、スポーツ施設の利用補助などを実施し、支出総額は47億8千2百万円で前年度より1億1千4百万円の増となっている。

特定健康診査・特定保健指導事業は、高齢者の医療の確保に関する法律により実施し、支出総額は7億5百万円で前年度より4千万円の増となっている。

保育所事業、入院医療費支援制度事業及び罹災組合員見舞金事業は、定款第36条第6号に規定する事業計画で定める事業として実施し、支出総額は保育所事業が6千1百万円で前年度より4百万円の減、入院医療費支援制度事業が1千1百万円で前年度より2百万円の減、罹災組合員見舞金事業が6百万円で前年度より2百万円の増となっている。

○保健事業等の実施状況

(単位：千円・%)

種 別	令和5年度		令和6年度		対前年度 増減額	
	金 額	構 成 割 合	金 額	構 成 割 合		
保 健 事 業	健康保持・疾病予防	4,004,696	85.8	4,103,597	85.8	98,901
	体力増強・教養文化等	646,938	13.9	662,826	13.9	15,888
	その他	15,824	0.3	15,294	0.3	△ 530
	計	4,667,458	100.0	4,781,717	100.0	114,259
特定健康診査・特定保健指導事業		665,338	—	705,440	—	40,102
保育所事業		64,524	—	60,609	—	△ 3,915
入院医療費支援制度事業		12,603	—	10,604	—	△ 1,999
罹災組合員見舞金事業		3,120	—	5,550	—	2,430

カ 医療事業

医療事業は18支部において実施しており、施設数は、診療所18となっている。利用状況は、利用件数は5万7千件で対前年度比4.6%の減、患者収入は12億7千4百万円で前年度より6千6百万円の増、また、1件当たりの金額は23,606円で対前年度比11.0%の増となっている。

○医療施設の利用状況

区 分	一 般		歯 科		合 計		
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
件 数	52,601 件	50,017 件	7,042 件	6,853 件	59,643 件	56,870 件	
金 額	1,156,571 千円	1,225,646 千円	52,040 千円	48,502 千円	1,208,611 千円	1,274,148 千円	
1件当たり 金 額	21,988 円	24,505 円	12,352 円	12,251 円	21,273 円	23,606 円	
対前 年度 増減 割合	件 数	△ 0.9 %	△ 4.9 %	1.1 %	△ 2.7 %	△ 0.7 %	△ 4.6 %
	金 額	△ 6.1	6.0	2.4	△ 6.8	△ 5.8	5.4
	1件 当 たり 金 額	△ 5.2	11.4	1.7	△ 0.8	△ 5.0	11.0

備考 歯科を委託により実施している支部は金額の計上がないことから、歯科及び合計の「1件当たり金額」は、当該支部の歯科件数を除いた件数で金額を除している。

キ 宿泊事業

宿泊事業は10支部において実施しており、12の宿泊施設の経営を行った。

施設の利用状況は、宿泊利用者が20万6千人で、前年度より3万7千人の増、会議・会食利用者が32万4千人で、前年度より1万8千人の増となっている。

○ 宿泊事業の実施状況

(単位：人、%)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	利用人員	対前年度比較		利用人員	対前年度比較	
		利用人員	割 合		利用人員	割 合
宿 泊	168,995	8,929	5.6	205,861	36,866	21.8
会 議	188,243	6,631	3.7	187,758	△ 485	△ 0.3
会 食	117,632	69,228	143.0	135,838	18,206	15.5
施 設 数	13			12		

備考 年度中に廃止した宿泊施設を含んだものである（当該年度に営業がないルポールみずほを除く。）。

ク 貯金事業

貯金事業は5支部において実施しており、貯金の種類は、普通貯金、積立貯金及び定期貯金である。

組合員貯金口数は、2万2千口で前年度末より3千件の減、貯金額は、1,224億8千5百万円で前年度末より73億4千7百万円の減となっている。

○ 貯金事業の実施状況

区分 種類	令和5年度末				令和6年度末			
	口数	金額	対前年度 増減割合		口数	金額	対前年度 増減割合	
			口数	金額			口数	金額
普通貯金	口 105	千円 653,330	% △10.3	% △2.8	口 101	千円 637,931	% △3.8	% △2.4
積立貯金	16,590	106,650,608	△2.0	△1.9	16,062	101,057,504	△3.2	△5.2
定期貯金	8,498	22,527,586	△15.9	△6.0	6,285	20,789,566	△26.0	△7.7
合 計	25,193	129,831,524	△7.2	△2.7	22,448	122,485,001	△10.9	△5.7

ケ 貸付事業

貸付事業は全支部において実施しており、貸付けの種類は、普通貸付、住宅貸付、一般災害貸付、住宅災害新規貸付、住宅災害再貸付、医療貸付、入学貸付、修学貸付、結婚貸付、葬祭貸付、高額医療貸付及び出産貸付である。

組合員貸付件数は、約1万5千件で前年度末より4百件の減、貸付残高は197億9千6百万円で前年度末より21億3千万円の減となっている。

○ 貸付事業の実施状況

区 分 種 類		令和5年度末				令和6年度末			
		件 数	金 額	対前年度 増減割合		件 数	金 額	対前年度 増減割合	
				件 数	金 額			件 数	金 額
		件	千円	%	%	件	千円	%	%
	普通貸付	4,287	3,109,076	△5.8	1.2	4,483	3,284,656	4.6	5.6
	住宅貸付	7,705	16,777,204	△15.9	△17.9	6,901	14,398,087	△10.4	△14.2
災害貸付	一般災害貸付	23	15,519	4.5	1.0	21	12,139	△8.7	△21.8
	住宅災害新規貸付	38	178,095	△7.3	△0.3	35	150,099	△7.9	△15.7
	住宅災害再貸付	8	42,582	△11.1	△8.5	7	27,103	△12.5	△36.4
特別貸付	医療貸付	52	25,050	△10.3	3.8	59	28,178	13.5	12.5
	入学貸付	483	154,761	△13.1	△14.8	488	160,551	1.0	3.7
	修学貸付	3,012	1,468,130	△0.4	△1.6	3,162	1,550,519	5.0	5.6
	結婚貸付	181	112,880	2.8	10.3	196	142,622	8.3	26.3
	葬祭貸付	74	42,636	△3.9	2.4	68	41,906	△8.1	△1.7
	高額医療貸付	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
	出産貸付	0	0	0.0	0.0	1	488	皆増	皆増
	合 計	15,863	21,925,933	△10.3	△14.3	15,421	19,796,348	△2.8	△9.7

コ 物資事業

物資事業は7支部において実施しており、事業内容は、物品の販売、食堂の経営等である。年間売上高は、11億1千3百万円で前年度より3億円の減となっている。

区 分	令和5年度			令和6年度		
	金 額	対前年度比較		金 額	対前年度比較	
		金 額	割 合		金 額	割 合
物品販売	1,301,160	130,313	11.1	1,010,183	△290,977	△22.4
食 堂	36,019	7,015	24.2	31,626	△4,393	△12.2
そ の 他	76,001	△1,311	△1.7	71,034	△4,967	△6.5
合 計	1,413,180	136,017	10.6	1,112,843	△300,337	△21.3

13 最近5か年間の業務の実施状況

(単位:件、口、千円、人)

区 分		年 度					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
短期給付	給付	(件数)	6,802,384	7,278,925	8,069,238	9,824,488	10,082,813
		(金額)	87,189,985	94,074,944	105,538,618	126,745,874	131,363,692
厚生年金	給付	(件数)	1,985,713	1,997,284	2,001,931	1,968,759	1,971,944
		(金額)	420,969,204	415,647,889	410,912,996	406,007,390	410,848,243
退職等年金	給付	(件数)	63,439	131,253	198,798	267,687	343,459
		(金額)	246,945	437,361	679,621	972,338	1,311,393
経過的長期	給付	(件数)	1,981,784	1,985,151	1,974,257	1,936,506	1,933,448
		(金額)	59,317,021	59,646,576	59,314,737	59,272,679	60,817,228
保健事業	人間ドック 利用状況	(人数)	108,486	116,168	118,188	129,404	130,748
		(金額)	2,567,041	2,672,810	2,643,124	2,994,767	3,066,523
医療事業	利用件数	(一般)	58,636	51,833	53,102	52,601	50,017
		(歯科)	6,747	6,848	6,967	7,042	6,853
宿泊事業	宿泊	(利用者)	80,871	118,821	160,066	168,995	205,861
		(施設数)	19	16	14	13	12
貯金事業	貯金	(口数)	28,549	28,291	27,154	25,193	22,448
		(金額)	132,347,596	132,463,624	133,372,903	129,831,524	122,485,001
貸付事業	貸付	(件数)	20,948	19,126	17,681	15,863	15,421
		(金額)	35,969,511	30,294,763	25,581,479	21,925,933	19,796,348
物資事業	損益状況	(収入)	1,147,914	1,225,192	1,315,323	1,448,058	1,148,159
		(支出)	1,152,449	1,217,333	1,321,249	1,431,779	1,143,050
		(当期利益)	△ 4,535	7,859	△ 5,926	16,297	5,109

14 借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況

(1) 借入金

該当なし

(2) 財政投融资資金

該当なし

(3) 国庫補助金等

該当なし

15 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項

該当なし

1.6 組合が対処すべき課題

当共済組合は、医療保険等としての短期給付事業、年金保険としての長期給付事業及び福利厚生のための福祉事業を、組合員、年金受給者等の生活の安定と福祉の向上を図るため、関係者の理解と協力を得つつ実施してきているところである。

我が国は、人口の減少と少子高齢化が進展する中で、持続可能な社会保障制度の構築に向け、能力に応じ全世代が支え合う全世代型社会保障の実現を目指して子ども・子育て支援の充実等の取組を進めており、その一環として、共働き・共育での推進を図るため、本年4月から出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を実施することとしている。

こうした中、当共済組合における短期給付事業については、1人当たり医療費の増加、団塊の世代の後期高齢者への移行、定年年齢の引上げ等の影響を考慮すると、厳しい財政運営が予想される。このため、令和8年度以降の短期給付財源率について、短期経理財政の状況を勘案し、改めて検討するものとする。

また、福祉事業については、健康増進及び疾病予防の取組の推進が短期給付の抑制に資することを踏まえ、令和8年度以降の福祉事業財源率について、短期組合員の加入後における保健経理財政の状況も勘案し、短期給付財源率と併せて改めて検討するものとする。

長期給付事業については、各共済組合からの払込金を原資として地方公務員共済組合連合会が運用している調整積立金から、共済組合で資金不足が生じた場合に必要な資金を交付する仕組みとなっているが、当共済組合にあっては、厚生年金保険経理及び経過的長期経理において今後も資金不足が見込まれるため、当該仕組みにより資金を的確に確保するものとする。

令和7年度の事業運営に当たっては、こうした当共済組合を取り巻く諸情勢や動向を踏まえ、引き続きDXの推進や継続的な業務・情報システムの見直しなどにより事務処理の簡素・効率化を更に進めながら、的確な事業の実施体制の整備に努めつつ、迅速かつ適正な債権管理など適時適切に必要な対応を行っていくとともに、個人情報保護に万全を期することにより、組合員、年金受給者等からの信頼を更に揺るぎないものとし、サービスの一層の向上を図っていくものとする。